

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第1項の規定に基づき、果実飲料等の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「果実飲料等」とは、果実飲料等の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)に定める「果実飲料」(以下「果実飲料」という。)並びに商品名中に果実の名称を使用する飲料及び色等によって果実の搾汁を使用すると印象づける飲料であって果汁の使用割合が10パーセント未満のもの(果汁を含まないものを含む。以下「その他の飲料」という。)をいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 「飲用乳の表示に関する公正競争規約」、「はっ酵乳、乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約」、「殺菌乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約」及び「合成レモンの表示に関する公正競争規約」の適用を受けるもの</p> <p>(2) 酒税法(昭和28年法律第6号)に規定する酒類</p> <p>(3) 粉末飲料</p> <p>(4) 紅茶飲料(商品名又は品名から紅茶飲料と判断されるもの)</p> <p>(5) 野菜を破碎して搾汁又は裏ごしをし、皮、種子等を除去したもの(これを濃縮したもの又は濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを含む。以下「野菜汁」という。)が混合されたもので、野菜汁の使用量が果汁の使用料を上回るもの</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、果実飲料等を製造し、若しくは輸入して販売する事業者又は製造を他に委託して自己の商標若しくは会社名を表示して販売する事業者をいう。</p> <p>3 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第2項に規定するものであって施行規則に定めるものをいう。</p> <p>4 この規約において「果汁の使用割合」とは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく果実飲料の日本農林規格(平成10年7月22日農林水産省告示第1075号)(以下「日本農林規格」という。)の別表3に定める果実ごとの糖用屈折計示度(加えられた糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)の基準又は同別表4に定める酸度(加えられた酸の酸度を除く。)の基準に対する割合をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 果実飲料等の表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第2条第1項に規定する「施行規則」に定める「果実飲料」とは、次のものをいう。</p> <p>(1) 果実ジュース 果実の搾汁、還元果汁若しくは両者を混合したもの又はこれに糖類、はちみつ等を加えたもの(ただし、糖類、はちみつ等の製品に占める重量の割合が5パーセント以下であること。)であって、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(昭和25年法律第175号)に基づく「果実飲料の日本農林規格」(昭和10年7月22日農林水産省告示第1075号)(以下「日本農林規格」という。)の別表3又は別表4に定める基準を満たすものをいう。オレンジジュースにあつては、さらにみかん類の果実の搾汁、濃縮果汁若しくは還元果汁を加えたもの(みかん類の製品に占める重量の割合が10パーセント未満であつて、かつ、糖用屈折計示度(加えられた糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)の割合が10パーセント未満のものに限る。)をいう。</p> <p>(2) 果実ミックスジュース 2種類以上の果実の搾汁若しくは還元果汁を混合したもの又はこれに糖類、はちみつ等を加えたもの(ただし、糖類、はちみつ等の製品に占める重量の割合が5パーセント以下であること。また、みかん類の果実の搾汁又は還元果汁を加えたオレンジジュースであつて、みかん類の製品に占める重量の割合が10パーセント未満、かつ、糖用屈折計示度(加えられた糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)の割合が10パーセント未満のものを除く。)であつて、日本農林規格の別表3又は別表4に定める基準を満たすものをいう。</p> <p>(3) 果粒入り果実ジュース 果実の搾汁若しくは還元果汁のうち、かんきつ類の果実のさのう若しくはかんきつ類以外の果実の果肉を細切りしたもの等(以下「果粒」という。)を加えたもの又はこれに糖類、はちみつ等を加えたもの(ただし、糖類、はちみつ等の製品に占める重量の割合が5パーセント以下であること。)をいう。</p> <p>(4) 果実・野菜ミックスジュース 果実の搾汁若しくは還元果汁に野菜汁を加えたもの又はこれに糖類、はちみつ等を加えたもの(ただし、糖類、はちみつ等の製品に占める重量の割合が5パーセント以下であること。)であつて、果実の搾汁又は還元果汁の製品に占める重量の割合が50パーセントを上回るものをいう。</p> <p>(5) 果汁入り飲料 果実の搾汁又は還元果汁を使用したものうち、糖用屈折計示度(加えられた糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)が日本農林規格の別表3の基準(2種類以上混合したものにあつてはその合計、レモン、ライム、うめ及びかぼすにあつては日本農林規格の別表4の酸</p>

(必要な表示事項)

第3条 事業者は、果実飲料等の容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を施行規則に定める基準に従い、日本工業規格Z8305(以下「JISZ8305」という。)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字で邦文で明りょうに表示しなければならない。この場合において、果実飲料にあつてはこれらの事項を一括して表示する。ただし、表示面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、JISZ8305に規定する6ポイントの活字以上の大きさの文字で表示することができる。

- (1) 品名
- (2) 原材料名
- (3) 内容量
- (4) 賞味期限(品質保持期限)
- (5) 保存方法
- (6) 使用方法
- (7) 原産国名
- (8) 事業者の氏名又は名称及び住所

度(加えられた酸の酸度を除く。)の基準)の10パーセント以上100パーセント未満のものであつて、果実の搾汁及び還元果汁の製品に占める重量の割合が果実の搾汁、還元果汁、糖類、はちみつ以外のものの製品に占める重量の割合を上回るものをいう。

2 規約第2条第3項に規定する「施行規則に定めるもの」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- (2) 見本、チラシ、カタログ、POPその他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)
- (3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告
- (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告
- (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)

(必要な表示事項)

第2条 規約第3条第1項に規定する必要な表示事項は、次に掲げる基準により表示する。

	果 実 飲 料	その他 の飲料
品 名	<p>ア 果実ジュースであつて、果実の搾汁のみを使用したもの(パインアップルにあつてはペクチンを、りんご、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあつてはL-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムを、オレンジ、りんご及びぶどうにあつては二酸化炭素を使用したものを含む。)にあつては「ジュース(ストレート)」と、還元果汁を使用したものにあつては「ジュース(濃縮還元)」と、それ以外のものにあつては「ジュース」と記載し、「」には使用した果実の最も一般的な名称を記載すること。ただし、糖類又ははちみつを加えたものにあつては「ジュース(濃縮還元)」又は「ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあつては品名の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。</p> <p>イ 果実ミックスジュースであつて、果実の搾汁のみを使用したもの(パインアップルにあつてはペクチンを、りんご、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあつてはL-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。)にあつては「果実ミックスジュース(ストレート)」と、還元果汁を使用したものにあつては「果実ミックスジュース(濃縮還元)」と、それ以外のものにあつては「果実ミックスジュース」と記載すること。ただし、糖類又ははちみつを加えたものにあつては「果実ミックスジュース(濃縮還元)」又は「果実ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して</p>	法令等に定める基準に従い記載すること

	<p>「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあっては品名の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。</p> <p>ウ 果粒入り果実ジュースであって、還元果汁を使用したものにあっては「果粒入り果実ジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあっては「果粒入り果実ジュース」と記載し、「 」には使用した果粒に係る果実の最も一般的な名称を記載すること。ただし、糖類又ははちみつを加えたものにあっては「果粒入り果実ジュース（濃縮還元）」又は「果粒入り果実ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあっては品名の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。</p> <p>エ 果実・野菜ミックスジュースにあつては「果実・野菜ミックスジュース」と記載し、果粒を加えたものにあっては「果実・野菜ミックスジュース」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と記載すること。ただし、糖類又ははちみつを加えたものにあっては「果実・野菜ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあっては品名の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。</p> <p>オ 果汁入り飲料にあつては「 % 果汁入り飲料」と記載すること。1種類の果実を使用したものあつては、「 」には使用した果実の日本農林規格の別表3の糖用屈折計示度の基準（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあつては、日本農林規格の別表4の酸度の基準。以下この項において同じ。）に対する割合を、「 」には使用した果実の最も一般的な名称を記載し、2種類以上の果実を使用したものにあっては、「 」には使用した果実の日本農林規格の別表3の糖用屈折計示度の基準に対するそれぞれの割合の合計を、「 」には「混合」と記載すること。ただし、果粒を加えたものにあつては「 % 果汁入り飲料」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と、二酸化炭素を圧入したものにあっては「 % 果汁入り飲料」の文字の次に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。</p>	
原材料名	<p>使用した原材料をアからカの順に、それぞれ次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア 使用した果実にあつてはその最も一般的な名称を記載し、果粒入り果実ジュースの果粒にあつては「果粒」の文字の次に括弧を付して使用した果実のその最も一般的な名称を記載すること。ただし、使用した果粒以外の果実の種類が3種類以上のものにあつて、「果実」の文字の次に括弧を付して、製品に占める</p>	<p>原材料及び食品添加物を使用量の多いものから順に一般的な名称で記載する</p>

	<p>重量の割合の多いものから順に2種類以上の果実名を記載し、その他の果実にあつては「その他」と、みかん類を使用したオレンジジュースを使用した場合にあつては「うんしゅうみかん」、「ポンカン」、「シイクワシャー」等に代えて「みかん類」と記載することができる。</p> <p>イ 使用した野菜にあつては、その最も一般的な名称を記載すること。ただし、使用した野菜の種類が3種類以上のものにあつては、「野菜」の文字の次に括弧を付して、製品に占める重量の割合の多いものから順に2種類以上の野菜名を記載し、その他の野菜にあつては「その他」と記載することができる。</p> <p>ウ 果実、野菜及び糖類以外の原材料にあつては、製品に占める重量の割合の多いものから順に「果粒」（果粒入り果実ジュース以外のものに限る。）、「はちみつ」、「こしょう」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあつては「香辛料」と記載することができる。</p> <p>エ 糖類にあつては「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等と製品に占める重量の割合の多いものから順にその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。</p> <p>オ 使用した糖類が2種類以上のものにあつては、エの規定にかかわらず、「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖・ぶどう糖」等と製品に占める重量の割合の多いものから順にその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するものにあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用するものにあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するものにあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するもの、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用するもの又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するものにあつては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。</p>	<p>こと。</p>
--	---	------------

	<p>カ 食品添加物は、製品に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 5 条第 1 項第 1 号ホ及びル並びに第 2 号、第 9 項並びに第 10 項の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあっては、同条第 1 項第 1 号ホ括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。</p>	
内容重量	<p>内容重量又は内容体積を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラムの単位で、内容体積はミリリットル又はリットルの単位で、単位を明記して記載すること。</p>	同 左
賞味期限 品質保持期限	<p>賞味期限（品質保持期限）とは、容器包装の開かれていない製品が、表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持しうると認められる期限を示す年月日をいう。</p> <p>ア 製造から賞味期限（品質保持期限）までの期間が 3 月以内のものにあっては、次の例のいずれかにより記載すること。 (ア)平成 10 年 4 月 (イ)10. 4 (ウ)1998. 4 (エ)98. 4. 1 (オ)100401 (カ)980401</p> <p>イ 製造から賞味期限（品質保持期限）までの期間が 3 月を超えるものにあつては、次に定めるところにより記載すること。 (ア)次の例のいずれかにより記載すること。 a 平成 10 年 4 月 b 10. 4 c 1998. 4 d 98. 4 e 1004 f 9804 (イ) (ア)の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる。</p>	同 左
保存方法	<p>ア 紙栓をつけたガラス瓶入りのもの又は凍結してあるものにあつては「保存温度以下」と記載すること。</p> <p>イ 紙栓をつけたガラス瓶入りのもの又は凍結してあるもの以外のものにあつては、製品の特性に従って「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。</p>	同 左
使用方法	<p>希釈して飲用に供するものには「 倍希釈」、「 倍にうすめてお飲み下さい。」等と記載すること。ただし、一般消費者が希釈して使用する場合以外のものにあつては省略することができる。</p>	同 左

	<p>原産国名</p> <p>輸入品及び原産国について誤認されるおそれがある国産品については、原産国名を記載すること。</p>	<p>同 左</p>
<p>2 事業者は、前項に掲げる事項のほか、果実飲料等の容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を当該各号に掲げる基準に従い、邦文で明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 果汁の使用割合</p> <p>ア 果実飲料のうち果汁入り飲料にあつては、前項第1号の規定に基づき「 % 」と品名に付して果汁の使用割合を表示するほか、商品名を表す文字と同一視野に「果汁 % 」と果汁の使用割合を表示する。この場合において、希釈して飲用に供するものにあつては、当該商品の希釈倍数により、希釈後飲用に供する状態における果汁の使用割合に応じて「 倍希釈時果汁 % 」と表示する。</p> <p>イ その他の飲料にあつては、次に定めるところにより商品名を表す文字と同一視野に果汁の使用割合を表示する。</p> <p>(ア) 果汁の使用割合が5パーセント以上10パーセント未満のものにあつては、「果汁10%未満」と表示する。</p> <p>(イ) 果汁の使用割合が5パーセント未満のものにあつては、「果汁 % 」又は「無果汁」と表示する。</p> <p>(ウ) 果汁を含まないものにあつては、「無果汁」と表示する。</p> <p>(エ) 希釈して飲用に供するものにあつては、当該商品の希釈倍数により、希釈後飲用に供する状態における果汁の使用割合に応じ、(ア)、(イ)及び(ウ)に準じて当該果汁の使用割合を表示する。</p> <p>ウ 商品名を表す文字と同一視野に表示するア及びイにあつては、J I S Z 8305 に規定する14ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。</p> <p>(2) 加糖</p> <p>果汁入り飲料以外の果実飲料のうち糖類又ははちみつを加えたものにあつては、前項第1号の規定に基づき品名に括弧を付して「加糖」と表示するほか、商品名を表す文字の次又は下に括弧を付して、当該商品名を表示する文字の大きさの3分の2以上であつて、かつ、J I S Z 8305 に規定する14ポイントの活字以上の大きさの文字により「加糖」と表示する。</p>	<p>事業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>ア 「製造者」の文字の後に、製造所所在地及び製造者名(法人にあつてはその名称)又は製造者の住所及び氏名(法人にあつてはその名称)並びに製造所固有の記号を記載又は「販売者」の文字の後に、販売者の住所及び氏名(法人にあつてはその名称)並びに製造所固有の記号を記載すること。</p> <p>なお、製造所固有の記号は、食品衛生法の表示基準に基づき他の箇所に記載することができる。</p> <p>イ 輸入品にあつては、「輸入者」の文字の後に輸入者の住所及び氏名(法人にあつてはその名称)を記載すること。</p>	<p>同 左</p> <p>2 規約第3条第3項に規定する印刷瓶入り果実飲料等に規約第3条第1項及び第2項に規定する事項を表示する場合は、次の各号の定めによることとする。</p> <p>(1) 規約第3条第1項に規定する事項を表示する場合は、日本工業規格Z8305(以下「J I S Z 8305」という。)に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とする。ただし、王冠にあつては、賞味期限及び保存方法を省略することができる。</p> <p>(2) 規約第3条第2項に規定する事項については、次の基準により表示する。</p> <p>ア 果汁の使用割合が5パーセント未満のものを除く果実飲料等についての商品名を表す文字と同一視野に表示する「果汁 % 」及び「果汁10%未満」の表示は、J I S Z 8305 に規定する9ポイントの活字以上の大きさの文字で表示することができる。</p> <p>イ 「 倍希釈時果汁 % 」の表示については、「 倍希釈時」の文字を省略することができる。</p> <p>ウ 商品名を表す文字の前又は上に表示することとされている「濃縮還元」の文字は省略することができる。</p> <p>エ 商品名を表す文字の次又は下に括弧を付して表示することとされている「加糖」の文字は、見やすい大きさの文字とすることができる。</p> <p>オ 「冷凍果実飲料」の文字及び使用上の注意事項の表示は省略することができる。</p>

(3) 濃縮還元

果実ジュース、果実ミックスジュース及び果粒入り果実ジュースのうち還元果汁を使用したものにあつては、前項第1号の規定に基づき品名に括弧を付して「濃縮還元」と表示するほか、商品名を表す文字の前又は上に当該商品名を表示する文字の大きさの3分の2以上であつて、かつ、JIS Z 8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの文字により「濃縮還元」と表示する。

(4) 冷凍果実飲料

果実飲料のうち、冷凍したものであつて原料用果汁以外のものにあつては、商品名を表す文字と同一視野に「冷凍果実飲料」と明りょうに表示する。

(5) 使用上の注意

使用上特に注意しなければならない事項にあつては、容器又は包装の見やすい部分に、JIS Z 8305に規定する6ポイントの活字以上の大きさの文字により「開缶後はすぐにお飲みください」等と表示する。

3 印刷瓶入りの果実飲料等にあつて、前各項の記載事項を王冠又は紙栓以外に表示することが困難であると認められるもの（以下「印刷瓶入り果実飲料等」という。）については、施行規則に定めるところにより表示することができる。

(特定事項の表示基準)

第4条 果実ジュース及び果実ミックスジュースに果汁の使用割合を表示する場合は、商品名を表す文字と同一視野にJIS Z 8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの文字により、「果汁100%」と表示することができる。

2 果粒入り果実ジュース及び果粒入りの果汁入り飲料に配合された果粒の割合を表示する場合は、商品名を表す文字と同一視野にJIS Z 8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの文字により、「果粒 %入り」等と表示する。「 」には使用した果実の最も一般的な名称を記載し、「 」には当該商品に占める果粒の重量の割合を記載する。

3 果実・野菜ミックスジュースに果実の搾汁又は還元果汁の配合割合を表示する場合は、商品名を表す文字と同一視野にJIS Z 8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの文字により、「果汁・野菜汁100% (果汁分 %)」等と表示する。この場合、「 」には当該商品に占める果実の搾汁又は還元果汁の重量の割合を表示する。

4 特定の栄養成分について、含有量が多いこと又は少ないこと、他の食品と比べて含有量が多いこと又は少ないこと等と栄養成分の含有量について強調して表示する場合は、栄養改善法（昭和27年法律第248号）に基づく栄養表示基準により表示することとする。

5 有機又はオーガニックの表示をする場合は、農林物資の規格化及び品質表示基準の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく有機加工食品の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第60号）及び加工食品の品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるところにより表示することとする。

(台帳の整備)

第3条 事業者は、原料果汁等使用台帳の整備を行うこととし、製造ロットごとに原料果汁の使用量と製品の製造数量を明確にしなければならない。また、果汁以外の原材料及び食品添加物についても前記と同様、使用量を明確にした台帳を備え付けるものとする。

(その他の特定表示事項)

第5条 果実公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認める場合には、第3条及び第4条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を規則により定めることができる。

(不当表示の禁止)

第6条 事業者は、果実飲料等の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 果汁の使用割合が50パーセント以上100パーセント未満の果汁入り飲料にあっては、果実の搾汁そのままのものと一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (2) 果汁の使用割合が10パーセント以上50パーセント未満の果汁入り飲料にあっては、果実の搾汁そのままのもの又はそれが主原料であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (3) 果汁の使用割合が5パーセント以上10パーセント未満のその他の飲料にあっては、果実飲料であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (4) 果汁の使用割合が5パーセント未満又は果汁を含まないその他の飲料にあっては、果実の搾汁を使用していると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (5) 施行規則に定める果汁入り飲料以外の果実飲料の定義に合致しない飲料について、それらのものが当該飲料であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (6) 果実飲料でないものが果実飲料であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (7) 他の事業者又は他の事業者に係る果実飲料等を中傷し、誹謗するような表示
- (8) 果実飲料等の商品名、商標、意匠その他の事項について、自己と競争関係にある他の事業者の製造又は販売に係るものと同一又は著しく類似した表示
- (9) その他果実飲料等の取引に関し、当該商品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある文字、絵、写真その他の表示

(果実飲料公正取引協議会の設置)

第7条 この規約の目的を達成するため、公正取引協議会を設置する。

2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者、その事業者の団体又は容器製造業者の団体をもって構成する。

(公正取引協議会の事業)

第8条 公正取引協議会は次の事業を行う。

- (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (5) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。
- (6) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。
- (7) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (8) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (9) 会員に対する情報提供に関すること。
- (10) その他この規約の施行に関すること。

(不当表示の禁止事項)

第4条 規約第6条に規定する不当表示の禁止事項については、次に掲げる基準を原則として、他の表示事項との関連等を考慮の上、総合的に判断するものとする。

(1) 絵表示の基準

ア 果汁入り飲料及びその他の飲料にあっては、果実から果汁のしずくが落ちて等々の表示及び果実のスライス等の表示は不当表示に該当する。

イ 果汁の使用割合が5パーセント未満のもの及び果汁を含まないものにあっては、果実の絵を表示することは不当表示に該当する。ただし、図案化した絵は差し支えないものとする。

(2) 文字表示の基準

ア 客観的根拠に基づかない天然、自然、生、新鮮、フレッシュ等の表示は不当表示に該当する。

なお、果実飲料については日本農林規格における表示禁止事項が適用される。

イ 純正、純粹、ピュア等の表示は不当表示に該当する。ただし、果実ジュースであって、かつ、原材料に果実の搾汁又はこれに原料果実に由来する香料以外のものを使用していないものについて表示する場合はこの限りではない。

(3) 「栄養飲料」、「健康飲料」、「美容飲料」等の表示は不当表示となる。ただし、果汁の使用割合が50パーセント以上のもの、又はビタミンを強化したのものについては、説明文中に栄養、健康、美容等の文字を使用しても差し支えないものとする。

(4) 医薬品のような効能を表す表示は不当表示に該当する。

(5) 特選、精選、高級、デラックス、スペシャル等の表示は不当表示に該当する。

(果汁の使用割合の確認)

第5条 公正取引協議会は、規約第8条第3号の規定に基づいて果実飲料等の果汁の使用割合について、随時市販品買入調査を実施し、次により確認することができる。

(1) 市販品の分析調査

公正取引協議会は、果汁の使用割合について、別に定める即位方法により分析検査を行う。

(2) 製造工場への立入調査

公正取引協議会は、前号の分析検査の結果、果汁の使用割合に疑義が生じた場合は、規約第9条第1項の規定に基づいて当該製品を製造した工場の立入調査を行い、原料果汁、他の原材料の製造数量等について調査を行う。

(違反に対する調査)

第9条 公正取引協議会は、第3条、第4条又は第6条の規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行う。

2 事業者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第10条 公正取引協議会は、第3条、第4条又は第6条の規定に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために、必要な措置を採るべき旨及び当該違反行為又はこれに類似する違反行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、前条第3項又は第2項の規定により、警告をし、又は違約金を課し、若しくは除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく公正取引委員会に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第11条 公正取引協議会は、第9条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。

3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。

4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(施行規則)

第12条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。

2 前項の規則を設定し、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規約の変更は、平成18年1月4日から施行する。

(その他の規則)

第6条 公正取引協議会は、規約及び施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。

2 前項の細則又は運用基準を定め、若しくは変更し、若しくは廃止しようとするときは、事前に公正取引委員会に届け出るものとする。

附 則

この施行規則の変更は、規約が施行された日(平成13年1月31日)から施行する。ただし、この施行規則の施行前に製造され又は輸入される果実飲料等に係る表示については、なお従前の例による。また、第2条第2項(2)アの規定及び第3条の規定は、施行の日から1年間は、なお従前の例によることができる。